

茶 共 済 事 務 取 扱 要 領

(昭和56年11月11日56農経B第3407号)

改正 昭和62年3月31日61農経B第3777号
" 平成6年11月30日6農経B第3721号
" 平成12年12月4日12農経B第3924号
" 平成13年1月5日12農経A第1774号
" 平成14年8月14日14経 営第2664号
" 平成15年6月30日15経 営第1712号
" 平成16年12月16日16経 営第5398号
" 平成20年10月30日20経 営第4333号
" 平成20年12月3日20経 営第4876号
" 平成21年10月7日21経 営第3479号
" 平成22年2月9日21経 営第5897号
" 平成23年9月1日23経 営第1663号

〈 目 次 〉

第1章 通 則	
第1節 目 的	
第2節 茶共済の種類	
第3節 共済目的の種類	
第4節 茶共済の共済目的の種類等	
第5節 畑作物区分	
第6節 共済事故	
第7節 共済責任期間	
第8節 引受けの単位等	
第9節 損 害	
第10節 損害通知	
第11節 損害防止	
第12節 分割評価	
第13節 損害評価会の委員及び損害評価員	
第14節 地方農政局の地域センター等に対する連絡等	
第2章 引受け	
第1節 共済金額	

第2節	半相殺方式の単位当たり共済金額
第3節	災害収入共済方式の基準生産金額
第4節	基準収穫量
第5節	組合等の引受け
第6節	連合会の引受け

第3章	損害評価
第1節	損害評価の時期及び損害評価の単位
第2節	現地評価
第3節	損害評価高の取りまとめ
第4節	損害評価高の決定
第5節	特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価
第6節	特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

第4章	請求の手続
第1節	特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続
第2節	特定組合による保険金の請求の手続等
第3節	連合会による保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続等
第4節	特定組合による保険金の概算払の請求の手続等

書類様式

1.	引受関係書類様式目録
2.	損害評価書類様式目録

[附]

1. 引受関係

- 畑作物共済基準収穫量及び基準収蒔量設定準則（昭和54年3月30日農林水産省告示第550号）.....
- 畑作物共済基準収穫量及び基準収蒔量設定準則第4項及び第6項の規定に基づく別に定める割合について（平成12年3月31日12農経B第1219号）.....
- 特定畑作物共済の共済目的の種類に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成6年8月23日農林水産省告示第1193号）.....
- 農業災害補償法第150条の6第5項の規定に基づき同条第1項第2号の最低割合の基準を定める件（平成15年12月9日農林水産省告示第2028号）.....
- 特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて主務大臣が定める区分（昭和54年2月28日農林水産省告示第359号）.....

- 農業災害補償法第134条第3項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める等の件（平成16年1月28日農林水産省告示第137号） ……………
- 農業災害補償法第141条の4第4項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件（平成16年1月28日農林水産省告示第138号） ……………
- 茶を共済目的とする畑作物共済を行う地域の指定等に関する事務取扱要領の制定について（昭和56年8月7日56農経B第2202号） ……………

2. 損害評価関係

- 畑作物共済損害認定準則（昭和54年3月30日農林水産省告示第547号） ……………
- 農業災害補償法第150条の8の規定により読み替えられる同法第137条第5号及び第141条の7第1項第4号の規定に基づき、同法第137条第5号の再保険金の支払限度額等（平成12年3月31日農林水産省告示第482号） ……………
- 農業災害補償法施行規則第47条の34第1項の農林水産大臣の定める方法（平成15年12月9日農林水産省告示第2029号） ……………

第 1 章 通 則

第 1 節 目 的

この要領は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）、農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令（昭和56年政令第27号。以下「指定政令」という。）、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）、畑作物共済基準収穫量及び基準収蒔量設定準則（昭和54年農林水産省告示第550号。以下「基準収穫量設定準則」という。）、特定畑作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成6年農林水産省告示第1193号。以下「特定畑作物共済基準生産金額等設定準則」という。）及び畑作物共済損害認定準則（昭和54年農林水産省告示第547号。以下「損害認定準則」という。）に基づく茶を共済目的とする畑作物共済（以下「茶共済」という。）の引受け及び損害評価の業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第 2 節 茶 共 済 の 種 類

茶共済の種類は、法第120条の16第1項の規定により茶の減収による損害を共済の対象とする半相殺方式及び法第150条の7第2項の規定により茶の減収を伴う生産金額の減少による損害を共済の対象とする災害収入共済方式とする。

第 3 節 共 済 目 的 の 種 類

茶共済の共済目的の種類は、指定政令の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域（以下「指定地域」という。）において栽培されている茶で、冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものである。

第 4 節 茶 共 済 の 共 済 目 的 の 種 類 等

茶共済の共済目的の種類等とは、法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等のうち茶共済に係るものをいうが、同項に基づき定められている茶共済に係る品種、栽培方法等に応ずる区分は、次表のとおりである。

品種、栽培方法等に応ずる区分	
1 類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種
2 類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種
3 類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種
4 類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種
5 類	被覆栽培する在来種
6 類	被覆栽培する在来種以外の品種

(注意)

- (1) 防霜施設とは、茶の防霜を目的として茶を栽培する園地（以下「園地」という。）に設置された施設をいう（例えば、防霜ファン施設、防霜ネット施設、防霜散水施設等）。
- (2) 被覆栽培とは、園地に被覆施設を設置し、一番茶摘採前の所要時期に化学繊維、よしず、むしろ等を用いて茶樹を覆う栽培方法をいう（例えば、玉露、てん茶等を栽培する方法）。

第 5 節 畑 作 物 区 分

茶共済に係る畑作物区分とは、規則第19条第1項の畑作物区分のうち茶共済に係るものをいうが、その内容は、半相殺方式及び災害収入共済方式ごとに茶を一つの区分とする。

第 6 節 共 済 事 故

半相殺方式に係る共済事故は、次に掲げる災害による茶の減収とし、災害収入共済方式に係る共済事故は、次に掲げる災害による茶の減収を伴う生産金額の減少とする。

- 1 凍 霜 害 気温の急激な低下による災害
- 2 寒 害 冬期間の寒冷による災害
- 3 ひ ょ う 害 降ひょうによる災害
- 4 雪 害 積雪による災害
- 5 風 水 害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- 6 干 害 干ばつによる災害
- 7 地 震 の 害 地震による災害（地震による津波、水害、干害等の災害を含む。）
- 8 噴 火 の 害 火山の噴火による溶岩の流失及び降灰等による災害
- 9 地すべりの害
- 10 その他気象上の原因による災害
- 11 火 災
- 12 病 害
- 13 虫 害
- 14 鳥 害
- 15 獣 害

第 7 節 共 済 責 任 期 間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、冬芽の生長停止期である。この場合の冬芽の生長停止期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常冬芽の生長が停止する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、一番茶の収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は摘み取り、園地より搬出することである。

第 8 節 引受けの単位等

- 1 茶共済の申込みは、農業共済組合の組合員又は法第120条の13第1項の畑作物共済資格者（以下「申込者」と総称する。）が茶共済の共済目的の種類ごと及び茶の年産ごとに行うものとされているが、引受けは、茶共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式については共済目的の種類。以下「特定畑作物共済の共済目的の種類」という。）による区分を単位として、申込者ごとに行うものとする。
- 2 引受けの面積は、1の引受単位ごとの栽培面積による。ただし、園地の一部に茶の栽培が行われている場合については、当該茶共済の共済目的の種類等又は特定畑作物共済の共済目的の種類に係る実利用面積を見積ってその面積とする。この場合において、引受面積の計量単位はアールとし、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。
- 3 半相殺方式における引受けの収量は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとにその者が当該茶共済の共済目的の種類等について栽培を行う園地ごとの基準収穫量の合計の7割に相当する収量とする。この場合において、基準収穫量及び引受収量の計量単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

第 9 節 損 害

第 1 半相殺方式

1 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）ごとに共済責任期間中に共済事故が発生し、これによるその園地ごとの減収量の合計が当該組合員等の園地ごとの基準収穫量の合計の100分の30を超える場合の損害（以下「3割超過被害」という。）とする。

2 共済金の支払額

共済金の支払額は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等に係る共済減収量（共済金の支払いの対象となるべき減収量をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額とする。

第 2 災害収入共済方式

1 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した第6節に掲げる災害による茶の減収（価格を加味した実収穫量が基準収穫量に達しないものに限る。以下同じ。）がある場合において、茶の生産金額（組合員等ごとの総販売金額から農業協同組合等が控除する必要経費部分を差し引いて得た金額をいう。以下同じ。）が基準生産金額の8割（以下「特定畑作物共済限度額」という。）に達しない場合の損害とする。

2 共済金の支払額

共済金の支払額は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、1に規定する損害が発生し

た場合に、特定畑作物共済限度額から茶の生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第10節 損害通知

第1 半相殺方式

1 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的について共済事故が発生した場合にする通知であり、次により行う。

- (1) 組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知させる。
- (2) 特定組合（法第53条の2第4項の「特定組合」をいう。以下同じ。）以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があったとき又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認められたときは、遅滞なく、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）にその旨を通知する。
- (3) 連合会又は特定組合は、連合会にあっては組合等から、特定組合にあっては組合員から事故発生通知があったとき又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、農林水産省経済局長（以下「経済局長」という。）にその旨を通知する。

2 損害通知

損害通知は、3割超過被害があったと認められるときに行う通知であり、次により行う。

(1) 組合員等の行う通知

ア 組合等は、組合員等に対し、収穫期において、3割超過被害があったと認めるときは、その被害を受けた園地のすべてにつき、園地の所在地（地名地番）、災害の種類、発生日月その他災害の状況等を組合等の指定する期日までに通知させるとともに、これに併せて、当該組合員等の当該茶を栽培する園地のうち被害を受けた園地のすべてにつき園地ごとの収穫開始予定月日を組合等に通知させる（㊦様式例第3号の1）。

なお、組合員等が収穫期の著しく異なる種類のものを栽培している場合において、早期に収穫されるものに係る園地が被害を受けたときは、その被害園地についてはすべて損害通知を行わせる。ただし、後期に収穫されるものに係る栽培面積が極めて小さく、その被害を見込んで共済金の支払対象とならないと見込まれる場合には、早期に収穫されるものに係る園地の被害についての損害通知は行わせなくても差し支えない。

また、第3章第2節第2の1の（1）のアの悉皆調査に代えて、同第2の1の（1）のただし書の農家申告抜取調査を行うこととした組合等にとっては、組合員等に対し、当該組合員等の当該茶を栽培する園地のうち被害を受けた園地のすべてにつき、園地ごとの10アール当たり（以下「単当」という。）見込収穫量（以下「申告単収」という。）又は園地ごとの単当の基準収穫量（以下「基準単収」という。）に対する単当の見込収穫量の割合（以下「申告収量割合」という。）を併せて組合等に通知させるものとする（㊦様式例第3号の1）。

イ 共済事故が発生したため収穫期前に転作又はせん枝（以下「転作等」という。）をする園地（以下「転作等園地」という。）に係る通知は、アの規定にかかわらず、その都度、㊦様式例第2号により行わせる。

(2) 組合等の行う通知

ア 速報

組合等は、3割超過被害があると認めたときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、災害の種類、発生日及び災害の状況、被害面積の概数、共済金支払見込額、損害防止の概況その他必要な事項について、特定組合以外の組合等にあつては連合会に通知し(㊟様式第1号の1)、特定組合にあつては規則第40条の9第6号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する(㊟様式第1号の2)。

イ 定期報告

組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあつた共済目的について第3章に定めるところにより損害評価を行い、特定組合以外の組合等にあつては連合会の指定する期日までにその結果(第3章第3節第1の1の(4)の組合等当初評価高)及びアの速報において通知すべき事項と同様の事項を連合会に通知し(㊟様式第7号の1)、特定組合にあつては規則第40条の9第7号に掲げる事項を8月末日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する(㊟様式第12号の1の(2))。

(3) 連合会の行う通知

ア 速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条第6号に掲げる事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する(㊟様式第11号)。

イ 定期報告

連合会は、収穫期において、第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第7号に掲げる事項を8月末日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する(㊟様式第12号の1の(1))。

第2 災害収入共済方式

1 事故発生通知

半相殺方式における事故発生通知に準じて行う。

2 損害通知

損害通知は、第9節第2の1に規定する茶の減収があつたと認められるときに行う通知であり、次により行う。

(1) 組合員等の行う通知

ア 組合等は、組合員等に対し、収穫期において、第9節第2の1に規定する茶の減収があつたと認めるときは、組合等の指定する期日までに、その共済関係の成立している園地のすべての状況について、災害の種類、発生日及び被害を受けた園地その他災害の状況等及び園地ごとの収穫開始予定年月日を組合等に通知させる(㊟様式例第3号の2)。

イ 転作等園地に係る通知は、アの規定にかかわらず、その都度、㊟様式例第3号の3により行わせる。

(2) 組合等の行う通知

ア 速報

組合等は、第9節第2の1に規定する茶の減収があると認めたときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めてその概況を調査し、災害の種類、発生日及び災害の状況、被害面積の概数、損害防止の概況その他必要な事項について、特定組合以外の組合等にあつては連合会に通知し(㊟様式第1号の1)、特定組合にあつては規則第40条の9第6号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する(㊟様式第1号の2)。

イ 定期報告

組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあつた特定畑作物共済の共済目的の種類について第3

章に定めるところにより損害評価を行い、特定組合以外の組合等にあつては連合会の指定する期日までにその結果（第3章第3節第1の2の（5）のアの組合等当初評価高）及びアの速報において通知すべき事項と同様の事項を連合会に通知し（㊟様式第7号の2）、特定組合にあつては規則第40条の9第7号に掲げる事項を8月末日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する（㊟様式第12号の2の（2））。

（3）連合会の行う通知

ア 速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条第6号に掲げる事項を災害発生の都度、農林水産大臣に通知する（㊟様式第11号）。

イ 定期報告

連合会は、収穫期において、第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第7号に掲げる事項を8月末日までに取りまとめ、農林水産大臣に通知する（㊟様式第12号の2の（1））。

第11節 損害防止

共済目的について通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であるが、組合等及び連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

第1 予防措置

1 通常すべき管理の基準の設定とその普及及び指導

防災の基本は、共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び連合会は、必要に応じ、「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

2 気象通報と損害防止

組合等及び連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに、必要な防災措置を講ずるものとする。

3 病虫害発生予察の実行と予防

組合等及び連合会は、病虫害発生予察機関、その他関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

4 防除態勢の整備

組合等及び連合会は、独自に又は他の関係機関と協力して損害防止に関して必要な機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

第2 善後処置

組合等及び連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。

なお、この点に関しては、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図って行うものとする。

第12節 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行届き又は病虫害防除の不適切その他第6節に掲げる共済事故以外の原因によると認められる減収（例えば、栽培方法、収穫時期及び収穫方法の変更、農薬の使用不適當又は農薬の剤質不適當、土壌管理の不適當等による減収）若しくは生産金額の減少がある場合には、これらの損害と共済事故による損害とを分割して評価（以下「分割評価」という。）を行い、共済事故以外の原因による損害（以下減収量に係る部分については「分割減収量」、生産金額の減少に係る部分については「分割価格指数」という。）は、共済事故による損害として取り扱わないものとする。

第13節 損害評価会の委員及び損害評価員

第1 組合等

1 損害評価会の委員の任務

損害評価会（以下「評価会」という。）の委員（以下「評価会委員」という。）は、評価会を構成して組合等の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に現地において損害を調査すること。
- (2) 災害が発生した場合にはその防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。
- (3) 損害評価に当たって、次に掲げる調査を行うこと。

ア 半相殺方式

(ア) 損害評価地区を設けた場合

損害評価地区ごとに組合等が抽出した園地（以下「抜取調査筆」という。）についての収穫量の調査（以下「抜取調査筆」という。）

(イ) 損害評価地区を設けない場合

損害通知のあった共済目的と同一の茶共済の共済目的の種類等に係る当該組合員等の当該茶を栽培する園地のうち被害園地のすべてについての収穫量の調査（以下「悉皆調査」という。）

イ 災害収入共済方式

(ア) 損害評価地区を設けた場合

損害評価地区ごとに、組合等が抽出した組合員等に係る園地について行う共済事故の確認及び分割評価を行うための調査（以下「災害収入共済園地抜取調査」という。）

(イ) 損害評価地区を設けない場合

① 損害通知のあった組合員等に係る園地について行う共済事故の確認及び分割評価を行うための調査（以下「災害収入共済園地調査」という。）

② 損害通知のあった組合員等のすべてにつき、当該組合員等が農業協同組合等へ出荷した数量（以下「出荷数量」という。）及び価格に関する資料等（以下「出荷資料等」という。）の確認の方法による出荷数量及び生産金額の調査（以下「出荷数量等調査」という。）

- (4) その他損害評価に関し必要な事項につき、組合等に協力すること。

2 損害評価員の任務

損害評価員（以下「評価員」という。）は、組合等の指示により、次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に、現地において損害を調査すること。
- (2) 災害が発生した場合に、その防止及び善後処置等につき現地において組合員等の指導に当たること。

(3) 損害評価に当たって、次に掲げる調査を行うとともに、必要に応じ抜取調査にも従事すること。

ア 半相殺方式

悉皆調査

イ 災害収入共済方式

災害収入共済園地調査及び出荷数量等調査

(4) その他損害評価に関し必要な事務に従事すること。

第2 連 合 会

1 評価会委員の任務

組合等の評価会委員の任務に準ずる。なお、損害評価に当たっては、連合会の求めにより、半相殺方式にあっては組合等の行う抜取調査の方法に準じて組合等の区域ごとに行う調査以下「連合会抜取調査」という。)、災害収入共済方式にあっては組合等の行う災害収入共済園地抜取調査に準じて組合等の区域ごとに行う調査(以下「連合会災害収入共済園地抜取調査」という。)及び組合等の行う出荷数量等調査に準じて組合等の区域ごとに行う調査(以下「連合会出荷数量等抜取調査」という。)に随時参加し、必要がある場合は見回り調査を行う。

2 評価員の任務

組合等の評価員の任務に準ずる。なお、損害評価に当たって、連合会の指示により、連合会抜取調査、連合会災害収入共済園地抜取調査及び連合会出荷数量等抜取調査のほか、必要がある場合は見回り調査に従事する。

第14節 地方農政局の地域センター等に対する連絡等

第1 地域センター等に対する連絡

1 必要資料の提示

組合等及び連合会は、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部(以下「地域センター等」という。)(又はその出張所)から茶共済に係る引受け及び損害評価等の資料について提示を求められたときは、その資料を提示するものとする。

2 損害の通報

組合等及び連合会は、共済事故が発生したときは、速やかに第10節第1の2の(2)及び(3)並びに第2の2の(2)及び(3)(事故発生通知及び損害通知)に準じて、組合等は地域センター等に事故発生通知及び損害通知を行うものとする。

3 指導及び助言の要請

組合等及び連合会は、地域センター等その他国の関係機関に対し、損害の調査等に関してその指導及び助言を要請することができる。

第2 農業協同組合その他出荷団体等への協力要請等

1 組合等及び連合会は、損害の認定に関し、必要があるときは、農業協同組合その他出荷団体等に対し出荷資料等の提示等につき、協力を要請することができる。

2 都道府県知事は、組合等及び連合会が農業協同組合その他出荷団体等から茶共済の共済目的の種類等又は特定畑作物共済の共済目的の種類に係る生葉の出荷資料等の提示等を円滑に受けられるよう配慮する。

第 2 章 引 受 け

第 1 節 共 済 金 額

第 1 半相殺方式

半相殺方式の共済金額は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該茶共済の共済目的の種類等に係る引受収量を乗じて得た金額とする。

第 2 災害収入共済方式

災害収入共済方式の共済金額は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに、第 3 節で定める基準生産金額に100分の30から100分の60の範囲内で組合等が共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下げず特定畑作物共済限度額（基準生産金額の100分の80に相当する金額）を超えない範囲内において申込者が申し出た金額とする。

第 2 節 半相殺方式の単位当たり共済金額

第 1 組合等が定める単位当たり共済金額

組合等が法第120条の14第2項の規定により定める単位当たり共済金額は、次により選択して定めるものとする。

1 選択の区域又は地域

組合等は、茶共済の共済目的の種類等別に、組合等の区域（都道府県知事が法第120条の15第1項の規定により、組合等の区域を分けて地域を定めた場合は、その地域。法第120条の15第6項の規定により、組合等が危険段階の別を定めた場合は、危険段階別）ごとに選択し、定めるものとする。

ただし、組合等が共済規程等で、組合員等の申出によりこれと異なる金額を選択できる旨を定めてある場合には、申出のあった組合員等については申出のあった共済金額によるものとする。

2 選択の手続き及び時期

組合等の単位当たり共済金額の選択は、共済責任期間の開始までに、農業共済組合にあっては総会（又は総代会）、市町村にあっては議会の議決により行うものとする。

なお、第1の1のただし書により個人選択を認めた組合等にあっては、別に組合等の定める時期までに希望組合員等から申出をさせるものとする。

3 単位当たり共済金額の選択

組合等の単位当たり共済金額の選択に当たっては、法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定めた単位当たり共済金額の範囲内において、農家の負担する共済掛金と支払共済金との関連等を慎重に検討して決定するものとする。

4 都道府県知事への報告

組合等は、第1の1のただし書により単位当たり共済金額の個人選択を認めた組合等であって、組合員等から個人選択の申出があった組合等にあっては、単位当たり共済金額選択申出書集計表（㊦様式例第1号）により取りまとめ、都道府県知事が定める期日までに都道府県知事に報告するものとする。

第2 都道府県知事が行う単位当たり共済金額の検討及び報告

1 都道府県知事が行う検討

都道府県知事は、組合等から提出された単位当たり共済金額選択申出書集計表について、法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定めた単位当たり共済金額の範囲、法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が定めた地域及び法第120条の15第6項の規定により組合等が定めた危険段階の別と照らし、その内容を検討する。

2 農林水産省への報告

都道府県知事は、第1の4の規定により作成された単位当たり共済金額選択申出書集計表の写しにより毎年12月末日までに経営局長に報告する。

第3節 災害収入共済方式の基準生産金額

第1 基準生産金額の設定

組合等が法第150条の6第4項に基づく特定畑作物共済基準生産金額等設定準則第1項の規定により特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに定める基準生産金額は、農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- 1 組合等は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに、最近5か年（5か年の出荷実績はないが、最近3か年又は4か年にわたって出荷資料等が得られ、かつ、都道府県知事が適当と認めた場合は、当該3か年又は4か年）の農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた茶の出荷資料等から次式により各年の10アール当たり生産金額を算出する。

$$\begin{array}{l} 10\text{アール当たり} \\ \text{生産金額} \end{array} = \frac{\text{総販売金額} - \text{農業協同組合等が控除する必要経費}}{\text{当該申込者の特定畑作物共済の共済目的の種類たる茶の栽培面積}}$$

この場合において、農業協同組合等が控除する必要経費とは、農業協同組合等が茶の加工販売をするに当たって通常要する経費（出荷団体手数料、集出荷経費、出荷対策費等）をいう。

- 2 1で算出した各年の10アール当たり生産金額から、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに最近5か年中中庸3か年の平均（1で都道府県知事が3か年又は4か年とすることを認めた場合は、当該3か年又は4か年の単純平均）10アール当たり生産金額を算出する。
- 3 組合等は、2で算出した平均10アール当たり生産金額に当該申込者の当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る引受面積を乗じて特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの基準生産金額の基礎となる金額を定めるものとする。
- 4 組合等は、3で定めた基準生産金額の基礎となる金額及び申込者に係る特定畑作物共済の共済目的の種類たる茶樹の新改植、台切り、せん枝により樹勢の更新別回復状況及び摘採方法、摘採時期の変更等を参酌して基準生産金額を決定する。

第2 損害評価会による検討

組合等は、第1の4により基準生産金額を決定する場合においては、損害評価会の検討を求めるものとする。

第4節 基準収穫量

第1 半相殺方式

1 標準収量表及び基準単収設定指数表の作成

都道府県知事は、組合等、連合会及び茶関係団体等の協力を得て、指定地域の茶に係る単当の樹齢別標準収穫量を記載した標準収量表（以下「標準収量表」という。）及び標準収量表の樹齢別標準収穫量を園地条件、肥培管理、収穫時期、収穫方法等（以下「園地収量要因」という。）により調整する指数を記載した指数表（以下「基準単収設定指数表」という。）を共済責任期間の始期までに、次の方法により作成する。

なお、標準収量表及び基準単収設定指数表は、おおむね3年ごとに作成するものとするが、茶の栽培状況に変動がある等必要があると認められるときは、その必要がある年ごとに作成する。

(1) 標準収量表及び基準単収設定指数表の案の作成

組合等は、連合会及び茶関係団体等の協力を得て、次の方法により標準収量表及び基準単収設定指数表の案を作成し、都道府県知事が定める期日までに都道府県知事に報告するものとする。

ア 標準収量表案は、組合等の指定地域に係る茶共済の共済目的の種類等ごとに農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別栽培面積、新植面積及び改廃面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として作成するものとする（㊦様式第3号の1）。

ただし、同一の茶共済の共済目的の種類等たる茶であっても品種、指定地域の区域を分けた地域又は土地条件（地形等）、栽培方法等の要因により平均単当収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表案を作成するものとする。

この場合の樹齢の刻みは、樹齢ごとの収穫量の格差を勘案して設定するものとするが、おおむね生長期は1～2年、最盛期は3～5年、衰退期は1～3年を標準とする。

イ 基準単収設定指数表の案は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び次の園地収量要因ごとに、農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに連合会及び組合等が行った調査結果等を基礎として作成するものとする（㊦様式例第3号の2）。この場合において、指数の幅は組合等の指定地域の実態に応じて定めるものとする。また、品種、指定地域の区域を分けた地域又は土地条件（地形等）、栽培方法等の要因により指数の差があると認められるときは、その要因別に基準単収設定指数表を作成するものとする。

① 園地条件指数……当該標準収量表設定の基礎となった平均的園地条件の指数を1.0とし、園地条件の良否の程度別（例えば、上下各2段階、全体で5段階）の指数を作成するものとする。

② 肥培管理指数……当該標準収量表の基礎となった平均的肥培管理の指数を1.0とし、肥培管理の良否の程度別（例えば、①の5段階）の指数を作成するものとする。

③ 収穫期指数……当該標準収量表設定の基礎となった平均的収穫期の開葉程度の指数を1.0とし、収穫時期の早晩による開葉程度別（例えば、一芯3.0葉、一芯3.5葉……一芯5.5葉）の指数を作成するものとする。

④ 収穫方法指数……当該標準収量表設定の基礎となった通常的収穫方法の指数を1.0とし、収穫方法の相違別（例えば、機械刈り、鋏刈り又は手摘み）の指数を作成するものとする。

⑤ 摘採該当茶期……当該標準収量表設定の基礎となった平均的年間摘採該当茶期に相当する茶樹の指数を1.0とし、摘採該当茶期（例えば、年間一番茶のみ摘採、一番茶と二番茶を摘採、一番茶から三番茶までを摘採等）の相違別の指数を作成するものとする。

⑥ せん枝回復指……せん枝（浅刈り、深刈り、中刈り及び台刈り）による樹勢更新方法別にせん枝後数の年次別回復指数を作成するものとする。

⑦ その他園地収……①～⑥以外の要因による指数を作成する必要があると認められる場合は、当該要
量要因による 因別に①～⑥に準じて作成するものとする。
指数

ウ 組合等は、標準収量表及び基準単収設定指数表の案を作成するときは、必要に応じて損害評価会の意見を聴くものとする。

(2) 標準収量表及び基準単収設定指数表の決定

ア 都道府県知事は、連合会及び茶関係団体等の協力を得て、(1)により組合等から報告された標準収量表及び基準単収設定指数表の案を検討し、必要に応じてこれを修正し、当該組合等の指定地域に係る標準収量表(㊸様式第3号の1)及び基準単収設定指数表(㊸様式例第3号の2)を決定し組合等に通知する。

イ 都道府県知事は、アにより標準収量表及び基準単収設定指数表を決定したときは、経営局長に報告する。

2 年産別標準収量表の作成

(1) 都道府県知事は、茶共済の共済目的の種類等ごと、茶の年産ごと及び組合等ごとに、次の算式により年産別適用係数を算出し、組合等に通知する。なお、係数の単位は小数点以下第5位を四捨五入し第4位までとする。

4により都道府県知事が定めた当該年産の単当収穫量

年産別適用係数 = $\frac{\text{1の(2)の標準収量表から得られる茶共済の共済目的の種類等ごとの組合等平均単当収穫量}}{\text{4により都道府県知事が定めた当該年産の単当収穫量}}$

1の(2)の標準収量表から得られる茶共済の共済目的の種類等ごとの組合等平均単当収穫量

(2) 組合等は、(1)により都道府県知事が通知した年産別適用係数を当該組合等の指定地域の当該茶共済の共済目的の種類等に係る標準収量表(要因ごとに標準収量表を作成している場合にあつては、当該茶共済の共済目的の種類等に係る要因別の標準収量表)に適用して当該年産に係る標準収量表とするものとする。

3 組合等が定める園地ごとの基準単収

(1) 組合等が基準収分量設定準則第2項の規定により、茶共済の共済目的の種類等ごと、茶の年産ごと及び園地ごとに定める基準単収は、引受けの対象となった全園地について、次の方法により定めるものとする。

ア 組合等は、園地台帳(㊸様式例第4号)及び加入申込書(㊸様式例第5号の1)に記載された当該園地の樹齢、品種、園地条件、肥培管理状況、収穫時期、収穫方法、せん枝後の経過年数等の状況を基礎とし、かつ、当該園地における過去の被害実績及び共済責任期間の開始前の樹体被害(以下「過去の被害実績等」という。)を勘案して、次の算式により当該園地ごとの基準単収を算定するものとする。

この場合、組合等は、必要に応じて評価員、評価会委員及び組合等の職員により当該園地ごとの実態調査を行うものとする。

$$\text{園地ごとの基準単収} = \left[\begin{array}{l} \text{当該園地の樹齢に対応} \\ \text{する2の(2)の該当} \\ \text{年産に係る標準収量表} \\ \text{の単当収量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{当該園地の収量要因別} \\ \text{の各程度等に対応する} \\ \text{1の(1)のイの基準} \\ \text{単収設定指数表の各指} \\ \text{数の相乗値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{当該園地に係る過去の} \\ \text{被害実績等を勘案した} \\ \text{基準単収調整係数} \end{array} \right]$$

なお、当該園地の収量要因に係る指数が基準単収設定指数表に記載された当該収量要因に係る指数の最

低を更に下回ると認められるときは、基準単収設定指数を適用せず、当該園地の収量要因の状況に応じた指数を設定して適用するものとする。

イ アにより定められた園地ごとの基準単収の当該園地の引受面積を重みとする当該組合等についての算術平均は、4により都道府県知事から通知された当該組合等のその年産の単位当たり収穫量に次の割合を乗じて得た数量を超えてはならない。

(ア) 茶共済の共済目的の種類等につき、当該組合等の栽培面積に対する引受面積の割合（「面積引受率」という。以下同じ。）が70パーセント以上の組合等にあつては100分の110

(イ) 面積引受率が70パーセント未満の組合等にあつては100分の250

なお、(ア)及び(イ)にあつては、組合等の一部の組合員等について農業協同組合等に出荷した数量及び自家用、贈答用等に供した数量（以下「出荷数量等」という。）により基準単収を定めた場合における当該組合等についての算術平均値の算出に当たっては、当該基準単収に代えて（1）のイに準じて定めた当該園地ごとの基準単収に相当する数値を用いるものとする。

(ウ) 組合員等ごとの当該茶共済の共済目的の種類等ごとの基準単収を出荷数量等により設定した組合等にあつては（ア）及び（イ）にかかわらず B/A （ただし、 A は、4により都道府県知事から通知された当該組合等のその年産の単位当たり収穫量とし、 B は、出荷数量等により設定した当該組合員等ごとの単位当たり収穫量の当該組合員等ごとの引受面積を重みとする当該組合等についての算術平均とする。）

ウ 組合等は、園地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(2) 組合等が定める園地ごとの基準収穫量

組合等は、茶共済の共済目的の種類等ごと、茶の年産ごと及び園地ごとに、（1）により定められた園地ごとの基準単収に当該園地の引受面積を乗じて、園地ごとの基準収穫量を定めるものとする。

4 都道府県知事が定める単位当たり収穫量

(1) 都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量

都道府県知事が茶共済の共済目的の種類等ごと、茶の年産ごと及び組合等ごとに定める単位当たり収穫量は、次のアの方法により定め、遅滞なく、組合等に通知する。

なお、アの方法により定めることができない場合は、イの方法により定める。

ア 市町村ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

(ア) 市町村ごとの平均単位当たり収穫量

① 市町村ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都道府）下全市町村について、市町村ごとの作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）の規定に基づく農林水産統計資料（農林水産統計資料が得られない場合には、関係機関が作成した茶に関する資料。以下同じ。）による最近5か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（すべての市町村について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

② ①の市町村ごとの平均単位当たり収穫量が、当該市町村の区域内の園地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、①の規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該市町村に係る平均単位当たり収穫量を修正することができる。

(イ) 特別な組合等の単位当たり収穫量等

① 組合等の区域（法第107条第1項の組合等の区域をいう。以下同じ。）が一の市町村の区域と一致していない組合等のうち、その区域が二以上の市町村の区域と一致している農業共済組合（以下「広域組合」という。）については、当該広域組合に係る市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積を重みとし、(ア)

の市町村ごとの平均単位当たり収穫量を算術平均して、当該広域組合の単位当たり収穫量の概算値を、また、当該広域組合に係る市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積を合計して、当該広域組合の栽培面積を算出する。

- ② 組合等の区域が一の市町村の区域と一致していない組合等のうち、広域組合以外のものについては、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る（ア）の市町村ごとの平均単位当たり収穫量及び農林水産統計資料から当該組合等の単位当たり収穫量の概算値及び栽培面積を推定する。
- ③ 市町村の区域の一部がいずれの組合等の区域にも属さない場合のその一部の地域（以下（ウ）において単に「地域」という。）については、②と同様の方法により当該地域の単位当たり収穫量の概算値及び栽培面積を推定する。

（ウ）都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、市町村（その区域が一の組合等の区域と一致している市町村及びその区域の全部がいずれの組合等の区域にも属さない市町村に限る。以下（ウ）において同じ。）ごとの農林水産統計資料の栽培面積、（イ）の①の広域組合の栽培面積、（イ）の②の組合等の栽培面積及び（イ）の③の地域の栽培面積を重みとし、（ア）の市町村ごとの平均単位当たり収穫量、（イ）の①の広域組合の単位当たり収穫量の概算値、（イ）の②の組合等の単位当たり収穫量の概算値及び（イ）の③の地域の単位当たり収穫量の概算値を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

（エ）組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

（ウ）の都道府県の平均単位当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該茶共済の共済目的の種類等たる茶の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類について算術平均したものに対する茶の年産ごとに経営局長が定める当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年産の単位当たり収穫量の比率を求め、次により組合等ごとの単位当たり収穫量を決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

- ① 組合等の区域が一の市町村の区域と一致している組合等については、その比率を当該組合等に係る（ア）の市町村ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。
- ② 広域組合については、その比率を（イ）の①の当該広域組合の単位当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該広域組合の単位当たり収穫量として決定する。
- ③ （イ）の②の組合等については、その比率を（イ）の②の当該組合等の単位当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

イ 組合等ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

（ア）組合等ごとの平均単位当たり収穫量

- ① 組合等ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都道府）下全組合等について、関係機関が作成した茶に関する組合等ごとの資料（以下「茶に関する資料」という。）による最近5か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（すべての組合等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。
- ② ①の組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、当該組合等の区域内の園地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、①の規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る平均単位当たり収穫量を修正することができる。

(イ) 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、茶に関する資料の栽培面積を重みとし、(ア)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

(ウ) 組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

(イ)の都道府県の平均単位当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該茶共済の共済目的の種類等たる茶の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類について算術平均したものに対する茶の年産ごとに経営局長が定める当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年産の単位当たり収穫量の比率を求め、その比率を(ア)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの単位当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。

(2) 単位当たり収穫量の設定に当たっての指導又は助言等

都道府県知事は、組合等ごとの単位当たり収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地域センター等その他国の関係機関の助言等を受ける。

(3) 単位当たり収穫量の据置き

都道府県知事は、(1)により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長が定めた当該都道府県に係るその年産の単位当たり収穫量が前年産の単位当たり収穫量と同一であり、かつ、その年産の組合等の単位当たり収穫量を定める際に基礎とすべき、(1)のアの(ア)の市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は(1)のイの(ア)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、前年産の組合等の単位当たり収穫量を定めた際に基礎とした、(1)のアの(ア)の市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は(1)のイの(ア)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年産の組合等の単位当たり収穫量と同一の数量をその年産の組合等の単位当たり収穫量として定めることができる。

(4) 農林水産省への報告

都道府県知事は、(1)及び(3)により組合等ごとの単位当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの単位当たり収穫量の一覧表(㊟様式第2号)を作成して、経営局長に報告する。

なお、(1)のアの(ア)の②又は(1)のイの(ア)の②により平均単位当たり収穫量を修正した場合及び(1)のアの(エ)のただし書又は(1)のイの(ウ)のただし書により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めた場合についてはその理由を、また、(3)により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めた場合にはその旨を、併せて報告する。

第2 災害収入共済方式

組合等が規則第47条の34第2項に基づく特定畑作物共済基準生産金額等設定準則第2項の規定により、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに定める基準収穫量は、当該年産の前年産の当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る出荷実績が明らかになった時点で、農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- 1 組合等は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、最近5か年(5か年の出荷実績はないが、最近3か年又は4か年にわたって出荷資料等が得られ、かつ、都道府県知事が適当と認めた場合は、当該3か年又は4か年)の出荷資料等から各年の10アール当たり収穫量を算出する。

- 2 1で算出した各年の10アール当たり収穫量から特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとの最近5か年中中庸3か年の平均（1で都道府県知事が3か年又は4か年とすることを認めた場合は、当該3か年又は4か年の単純平均）10アール当たり収穫量を算出する。
- 3 組合等は、2で算出した平均10アール当たり収穫量に当該組合員等の当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る引受面積を乗じて、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとの当該年産の推定収穫量の基礎となる収穫量を算出する。
- 4 組合等は、3で算出した推定収穫量の基礎となる収穫量及び組合員等に係る特定畑作物共済の共済目的の種類たる茶樹の新改植、台切り、せん枝による樹勢の更新別回復状況及び摘採方法、摘採時期の変更等を参照して当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る当該組合員等の推定収穫量を決定するものとする。
- 5 組合等は、4で決定した推定収穫量に、次の方法により算出される当該組合員等の当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る引受価格指数を乗じて得た数量を、当該組合員等の当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る基準収穫量とするものとする。

(1) 引受価格指数

引受価格指数は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに次式により算出する。

組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数

$$\text{引受価格指数} = \frac{\text{組合員等が出荷する農業協同組合等（以下「出荷農協等」という。）の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}{\text{組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}$$

(2) 出荷農協等の平均評点数

(1)の出荷農協等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごとに、当該特定畑作物共済の共済目的の種類に係る最近2か年（異常災害年（保険金支払額が、総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を超えた場合）を除く。ただし、異常災害年が連続した場合は、都道府県、連合会及び茶業試験場等の関係機関の意見を聞いて当該異常災害年を除かないものとする）を除くこととする。この場合、連合会は当該異常災害年を除かないことについて経営局長に報告するものとする。以下「基準年次」という。）の出荷資料等に基づき、次式により算出する。ただし、出荷初日の出荷数量は除くものとする。

$$\text{出荷農協等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数} = \frac{\sum (\text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数} \times \text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別総出荷数量（生葉）})}{\text{当該出荷農協等の基準年次の総出荷数量（生葉）}}$$

当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数は、次の算式により得られる当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）価格を出荷2日目を1として順次出荷日別に指数化し、移動平均（3日間）して求められるものとする。ただし、出荷の最終日については、最終日の翌日の指数が最終日の指数と同一の指数であったものとみなして算出するものとする。

$$\text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）価格} = \frac{\text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別総手取金額}}{\text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別総出荷数量（生葉）}}$$

なお、基準年次の各年において出荷の最終日までに出荷のない日があった場合、その日が1日のときはその前後の日の手取金額及び出荷数量を平均して算出するものとし、2日以上連続するときはこれに準じて算出するものとする。

(3) 組合員等の平均評点数

(1)の組合員等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごとに、当該組合員等に係る基準年次における出荷資料等に基づき、次式により算出する。ただし、基準年次の各年について、出荷農協等の出荷初日に出荷した場合は、その日の出荷数量を除くものとする。

$$\begin{aligned} & \text{組合員等の1キログラム当たり} \\ & \text{(生葉)平均評点数} = \frac{\Sigma (\text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)点数} \\ & \quad \times \text{当該組合員等の基準年次の出荷日別総出荷数量(生葉)})}{\text{当該組合員等の基準年次の総出荷数量(生葉)}} \end{aligned}$$

(4)(1)から(3)により算定した組合員等ごとの引受価格指数は、2年ごとに算定し直すものとする。

6 連合会への報告

特定組合以外の組合等は、5により基準収穫量を定めた場合には、遅滞なく、設定結果を基準収穫量設定結果報告書(㊸様式第11号の2)に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

7 連合会による基準収穫量の検討

連合会は、茶業試験場等の茶関係機関の協力を得て、6により組合等から報告された基準収穫量設定結果報告書及びその他の資料に基づき、基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査するものとする。

8 都道府県及び農林水産省への報告

(1) 連合会は、7により基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査した結果を、遅滞なく、基準収穫量設定結果報告書(集計表)(㊸様式第13号の2)に取りまとめ、6の組合等ごとの基準収穫量設定結果報告書を添えて都道府県知事及び経営局長に報告するものとする。

(2) 特定組合は1から5により基準収穫量を定めた場合は、遅滞なく、設定結果を基準収穫量設定結果報告書(㊸様式第16号)に取りまとめ、都道府県知事及び経営局長に報告するものとする。

第5節 組合等の引受け

第1 園地台帳の作成

1 組合等は、共済規程等で定める申込期間の終了時まで、新たに茶共済への加入が見込まれる者について、次の事項を記載した園地台帳(㊸様式例第4号)を作成するものとする。

- (1) 園地の所在地(地名地番)、品種名、樹齢別栽培面積及び園地条件(地勢、土質その他の特徴)
- (2) 栽培方法(防霜施設及び被覆施設の有無、その他栽培方法)
- (3) 肥培管理の状況
- (4) 収穫予定時期及び収穫方法
- (5) 年間摘採該当茶期
- (6) せん枝を行った年月日、せん枝の程度(浅刈り、深刈り、中刈り、台刈りの別)

(7) 共済責任期間の始期前に生じた樹体被害の状況

(8) 必要に応じて見取図

2 組合等は、園地台帳の作成に当たっては、必要に応じ、茶関係団体等の協力を得るものとする。

3 組合等は、毎年、加入申込書に基づき、1により作成した園地台帳を補正するものとする。補正に当たっては、必要に応じて聴取り調査又は現地調査を行うものとする。

第2 引受け

1 加入申込書

組合等は、毎年、共済規程等で定める申込期間内に、茶共済の申込みをしようとする者に加入申込書（㊦様式例第5号及び㊦様式例第6号）を提出させるものとする。

2 引受けの方法

(1) 加入申込書の配布及び記載事項の指導

ア 組合等は、毎年、共済規程等で定める申込期間の開始前までに、茶共済への加入が見込まれる者に対して加入申込書を配布するものとする。

イ 組合等は、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て加入申込書の記載事項について指導を行うものとする。

(2) 加入申込書の検討

ア 組合等は、加入申込書が提出されたときは、次の事項について園地台帳、前年の引受実績又は出荷実績等によりその内容の検討を行う。

(ア) 誤記、記入もれ、架空申告の有無等

(イ) 栽培面積が適正に記入されているか。

(ウ) 園地の一部に茶の栽培が行われている場合は、その事実の正確な記載があるか。

また、その実利用面積の把握が適正に行われているか。

(エ) 単位当たり収穫量が適正に記入されているか。

(オ) 収穫予定時期、収穫予定時期の開葉程度及び収穫方法が適正に記入されているか。

(カ) 当該申込みに係る茶がその者が指定地域の区域内で栽培する茶で当該申込みができるもののすべてであるか。

(キ) 当該申込みに係る茶のうち半相殺方式にあつては、共済目的の種類等、災害収入共済方式にあつては、特定畑作物共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が法第120条の12第1項第1号の共済規程等で定める基準に達しないものはないか。

(ク) 申込者が当該申込みに係る茶を災害収入共済方式に付することを申し込んだ場合にあっては、当該申込者が規則第47条の32第1項に規定する者に該当しているか。

(ケ) 当該申込みに係る茶のうちに次に掲げる事由に該当する茶がないか。

① 茶共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。例えば、肥培管理が著しく粗放である茶

② 基準収穫量の適正な決定が困難であること。例えば、栽培方法等が通常のものとは著しく異なっている茶、収穫を安定的に行う状態に達していない樹齢の茶

収穫を安定的に行える状態に達しているかどうかの樹齢は、その地域における茶の植栽形態等によって異なるので、組合等においてこれらを判定して決めることとするが、収穫を安定的に行える状態の標準的な樹齢はおおむね次表のとおりである。

例	苗木	定植後	樹齡(年)
①	2年性のもの	2年目～3年目	4年～5年
②	3年性のもの	2年目～3年目	5年～6年

③ 基準生産金額の算定の基礎となる当該茶に係る生産金額の適正な決定が困難であること。

④ 損害の額の適正円滑な認定が困難であること。例えば、著しく遠隔地にあるため円滑な損害評価が困難な茶

⑤ 通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。例えば、畦畔に栽培される茶、他の農作物との間作又は混作で他の農作物が栽培の主体となっている場合の茶、試験研究用の茶

イ 組合等は、アによる検討の結果、加入申込書の内容について疑義がある場合その他不備があると思われる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、聴取り調査又は現地調査の方法により栽培の実態を正確に把握し、不備があるときは、その加入申込書を提出した者に対し、事実を明示して加入申込書の訂正を行わせるものとする。

(3) 引受けの確定及び申込みの承諾

ア 組合等は、(2)の検討結果による加入申込書に基づいて申込者ごとの引受けの確定を行い、速やかに申込者に加入を承諾する旨並びに払い込むべき共済掛金の額、納入期限及び納入場所を通知するものとする(㊟様式例第9号)。

なお、申込みを承諾しない場合には、申込者にその旨を通知するものとする。

イ 申込みの承諾は、共済責任期間の開始前に行わなければならない。

ウ (2)のイにより、加入申込書の訂正を求められた者がその訂正に応じないときは、組合等は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(4) 申込者ごとの引受けの再確定

ア 組合等は、申込者から(3)のアで確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があったとき又は組合等がこれを発見したときは、遅滞なく、所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、加入申込書を訂正しておくものとする。

なお、栽培方法、収穫時期及び収穫方法の変更については、その変更が共済責任期間の開始前に行われた場合にあっては所定の方法により引受けの再確定を行うものとし、その変更が共済責任期間の開始後に行われた場合にあっては引受変更を認めずその状況を確認しておくものとする。

イ 組合等は、アにより加入申込書の訂正を行ったときは、その旨を申込者に通知しなければならない。

ウ 組合等は、アにより訂正された加入申込書に基づいて申込者ごとの引受けの再確定をするものとする。

(5) 引受通知書又は特定組合引受通知書の作成及び提出

ア 特定組合以外の組合等は、(3)により申込者ごとに引受けの確定を行ったときは、連合会の定める期日までに、引受通知書(㊟様式第10号の1又は2)を作成して、連合会に提出しなければならない。

イ 特定組合は、(3)により申込者ごとに引受けの確定を行ったときは、特定組合引受通知書(㊟様式第14号の1又は2)及び特定組合引受通知書添付書(㊟様式第15号の1又は2)を作成し、2月末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

ウ 引受通知書又は特定組合引受通知書添付書作成上留意すべき事項

(ア) 引受通知書又は特定組合引受通知書添付書と組合等が選択した単位当たり共済金額及び個人選択を認めた組合等にあっては組合員等が選択した単位当たり共済金額等は一致していること。

(イ) 基準共済掛金率、基準収穫量及び基準生産金額（基準生産金額にあつては、災害収入共済方式に限る。）等については、誤りがないこと。

(ウ) 半相殺方式にあつては、第4節第1の3の（1）のイによる基準単収の算術平均値は、都道府県知事が通知した当該組合等のその年の単位当たり収穫量の許容範囲内にあること。

(エ) 前年の引受けに対し、引受戸数又は引受面積が著しく変動した組合等にあつては、その理由を記載すること。

エ 引受通知書の変更

特定組合以外の組合等は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに改めて引受通知書を作成し、変更理由をその通知書の「摘要」欄に付記して、連合会に提出しなければならない。

オ 特定組合引受通知書の変更

特定組合は、既に提出した特定組合引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに改めて特定組合引受通知書及び特定組合引受通知書添付書を作成し、変更理由をその通知書の「摘要」欄に付記して、農林水産大臣に提出しなければならない。

第 6 節 連合会の引受け

第 1 引受通知書の提出期日

連合会は、第5節第2の2の（5）のアによる組合等から引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、組合等に対して、その期日までに引受通知書を提出させるものとする。

第 2 組合等ごとの引受けの確定

- 1 連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、組合等ごとの引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積、基準収穫量及び基準生産金額（基準生産金額にあつては、災害収入共済方式に限る。）等が前年産の引受実績に比べ著しい増減があつて、その理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、場合によっては実態調査を行わせ、不備があるものについては、訂正させるものとする。
- 2 連合会は、1による引受けの確定をするに当たって、現地において実態を調査する必要があると認めるときは、都道府県知事に連絡の上、必要があれば協力を要請して、当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、適正な引受けが行われるよう指導督励するものとする。

第 3 組合等ごとの引受けの再確定

連合会は、第2の1により、組合等ごとの引受けの確定をした後において、組合等から第5節第2の2の（5）のエにより変更された引受通知書が提出されたときは、第2に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第 4 再保険引受通知書の作成及び提出

- 1 連合会は、組合等ごとの引受けの確定をしたときは、再保険引受通知書（㊸様式第12号の1又は2）を作成し、組合等の引受通知書の副本を添えて、2月末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 連合会は、既に提出した再保険引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の副本、当該組合等ごとにその理由を明記した書面を添えて、遅滞

なく、農林水産大臣に提出しなければならない。

第 3 章 損 害 評 価

第 1 節 損害評価の時期及び損害評価の単位

第 1 損害評価の時期

損害評価は、通常、第 2 節第 2 の現地評価については収穫期（出荷数量等調査については出荷終了後の適当な時期）に行う。ただし、収穫皆無等損害が判然としている園地及び転作等園地については、災害発生後適当な時期に行う。

第 2 損害評価の単位

損害評価の単位は、第 1 章第 8 節の引受けの単位と同様であり、茶共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあっては特定畑作物共済の共済目的の種類）ごと、茶の年産ごと及び組合員等ごととする。

第 2 節 現 地 評 価

第 1 損害評価の準備

1 半相殺方式における損害評価及び災害収入共済方式における災害収入共済園地調査による損害評価

(1) 組合等

ア 損害評価地区の設定と評価担当者の指定等

(ア) 組合等は、現地における損害評価（以下「現地評価」という。）を開始するときまでに、組合等の区域を概ね 2～3 日間で損害通知のあった組合員等の損害について現地評価ができる程度の規模に区分して損害評価地区（以下「評価地区」という。）を設定し、各評価地区を担当する評価員を 3 名を標準として指定して評価班を編成し、評価班ごとに班長を置き、評価班ごとの悉皆調査又は災害収入共済園地調査による現地評価日程を計画する。また、評価地区には通し番号を付するものとする。

(イ) 組合等は、損害通知のあった組合員等に係る損害が僅少であるため評価地区を設けなくても概ね 2～3 日間で現地評価ができると見込まれる場合には、評価地区を設定する必要はない。この場合の現地評価は、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して合同評価班（1 班 3 名以上）を編成し、これに班長を置き、悉皆調査又は災害収入共済園地調査による現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合においての当該離島の悉皆調査は、評価会委員及び評価員により行うことができるものとする。

(ウ) 組合等は、第 2 の 1 の (1) のイの農家申告抜取調査を採用することとした場合には、評価地区の設

定、評価班の編成及び現地評価日程の計画等を行う。

(エ) 組合等は、評価地区を設定して現地評価を行う場合には、評価班ごとの評価の均衡調整を行うため、評価会委員及び組合等の職員（必要に応じて評価員を含めるものとする。）のうちから評価担当者を指定して調整班（1班3名以上）を編成し、これに班長を置き、抜取調査又は災害収入共済園地抜取調査による現地評価日程を計画する。

なお、組合等の区域に離島が含まれる場合における当該離島における抜取調査は、評価会委員及び評価員により行うことができるものとする。

イ 現地評価日程の通知

組合等は、悉皆調査又は災害収入共済園地調査による現地評価日程を定めたときは、現地評価の前に共済連絡員を通じて所定の様式による組合員等損害通知書（㊟様式例第3号の1又は2）を組合員等に配布するとともに、評価会委員及び評価員に現地評価日程を通知する。

また、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上、行うものとする。

ウ 損害評価野帳の準備

組合等は、組合員等損害通知書が提出された組合員等について、評価地区内の現地評価の道順又は地番順等により損害評価野帳（以下「野帳」という。）（㊟様式例第3号の1又は2）に通し番号を付するものとする。

エ 立札の表示

組合等は、損害通知を行った組合員等に対し、現地評価までに被害を示すための立札を該当園地（災害収入共済方式にあつては、被害を受けなかった園地を含む。）に立てさせるものとする（㊟様式例第3号の1又は2）。

(2) 連合会

ア 損害評価区域の設定と評価担当者の指定等

(ア) 連合会は、現地評価を開始するときまでに、その組合員たる組合等ごとに連合会抜取調査又は連合会災害収入共済園地抜取調査ができる規模（郡（市）の区域を基準）に連合会の区域内を区分して損害評価区域（以下「評価区域」という。）を設定し、評価区域ごとに、評価員及び連合会の職員（必要に応じて評価会委員を含めるものとする。）のうちから評価担当者を指定して評価班（1班2名以上）を編成し、これに班長を置き、評価班ごとの連合会抜取調査又は連合会災害収入共済園地抜取調査による現地評価日程を計画する。

(イ) 連合会は、評価班ごとの評価の均衡調整を行うため、必要に応じて、評価会委員及び連合会の職員（必要に応じて評価員を含めるものとする。）のうちから評価担当者を指定して調整班（1班3名以上）を編成し、これに班長を置き、見回り調査による現地評価日程を計画する。

イ 現地評価日程の通知

連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、連合会抜取調査又は連合会災害収入共済園地抜取調査等による現地評価日程を定め、評価会委員及び評価員に通知する。

2 災害収入共済方式における出荷数量等調査による損害評価

(1) 組合等

ア 評価担当者の指定等

組合等は、現地評価を開始するときまでに、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して評価班（1班2名以上）を編成し、これに班長を置き、出荷数量等調査による現地評価日程を計画する。

イ 現地評価日程の通知

組合等は、出荷数量等調査による現地評価日程を定めたときは、現地評価の前に、評価会委員及び評価員に通知する。

また、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上、行うものとする。

ウ 野帳の準備

組合等は、組合員等損害通知書が提出された組合員等についての野帳（㊟様式例第3号の2及び3）を組合員等名簿による番号（以下「共済番号」という。）により整理し直すものとする。

(2) 連合会

ア 評価担当者の指定等

連合会は、現地評価を開始するときまでに、評価会委員、評価員及び連合会の職員のうちから評価担当者を指定して評価班（1班2名以上）を編成し、これに班長を置き、連合会出荷数量等抜取調査による現地評価日程を計画する。

イ 現地評価日程の通知

連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、連合会出荷数量等抜取調査による現地評価日程を定め、評価会委員及び評価員に通知する。

第2 現地評価

1 半相殺方式

(1) 組合等

組合等は、収穫期に、収穫期において損害通知のあった園地について悉皆調査による現地評価を行うものとする。また、評価地区を設定して悉皆調査を行った組合等^{しつ}にあつては抜取調査による現地評価を行うものとする。なお、必要に応じて見回り調査も行うものとする。

ただし、損害通知のあった園地の数が著しく多いこと等の理由により悉皆調査^{しつ}を適期に行うことが困難であると見込まれる場合には、組合員等から園地ごとに申告単収又は申告収量割合を求め、その一部の園地について検見又は実測の方法による調査（以下「農家申告抜取調査」という。）を行い、申告単収又は申告収量割合を修正することによって当該通知のあった園地の単当の実収穫量（以下「単当収量」という。）又は基準単収に対する単当収量の割合（以下「収量割合」という。）を適正に把握できると認められる場合に限り、農家申告抜取調査^{しつ}をもって悉皆調査に代えることができるものとする。この場合、特定組合以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する連合会の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得て行うものとする。

ア 悉皆調査

(ア) 組合等は、悉皆調査に先立って評価員を現地に参集せしめ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図った後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種、栽培方法、収穫時期、収穫方法等を考慮して標準地を選定し、これについて検見調査と実測調査を行って評価眼の統一を図るものとする。

(イ) 悉皆調査においては、茶共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員等の当該茶を栽培する園地のうち、収穫期において損害通知のあった園地のすべてについて単当収量又は収量割合の把握を行うものとする。

単当収量は、検見又は刈取り実測の方法により把握するものとし、検見による場合は評価員の合議又

は投票により決定された数量、刈取り実測による場合は実測値とする。

収量割合は、検見又は茶収穫量割合推定尺度適用の方法により把握するものとし、検見による場合は評価員の合議又は投票により決定された割合、茶収穫量割合推定尺度を適用する場合は当該茶収穫量割合推定尺度を適用して得た割合とする。

悉皆調査に当たって共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合は、必ず分割評価をするものとする。

単当収量又は収量割合の把握方法は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び連合会は、講習会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努める。

(ウ) (イ) の茶収穫量割合推定尺度は、「茶共済損害評価現地調査要領」（以下「現地調査要領」という。）において、経営局長が定めるものとする。

(エ) 班長は、現地において野帳に単当収量又は収量割合の算定基礎等の必要事項及び分割評価を行った場合には分割事由と単当の分割減収量（以下「分割単当減収量」という。）又は分割減収割合（当該園地の基準単収に対する当該園地の分割単当減収量の割合をいう。以下同じ。）を記録し、押印又はサインを行うものとする。

(オ) 特定組合以外の組合等は、悉皆調査が終了したときは、速やかに評価地区別の評価対象組合員等数及び悉皆調査対象筆数を連合会に報告する。

ただし、当該組合等内において栽培方法等の違いにより収穫期が相違する等の理由で悉皆調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の悉皆調査の終了ごとに連合会に報告するものとする。

(カ) 評価地区を設定しないで合同評価班によって悉皆調査を行う場合には、特定組合以外の組合等にあつては(ア)～(オ)に準じて、特定組合にあつては(ア)～(エ)に準じてこれを行うものとする。

なお、特定組合にあつては、合同評価班によって悉皆調査を行う場合には、現地調査要領において定める特定組合抜取調査の方法に準じて行うものとする。

イ 農家申告抜取調査

農家申告抜取調査を採用することとした組合等にあつては、次により行う。

(ア) 農家申告抜取調査は、組合員等ごとに悉皆調査の対象園地の2分の1以上の園地を任意に抽出し、その抽出園地につき、特定組合以外の組合等にあつてはアの(ア)～(オ)に準じて、特定組合にあつてはアの(ア)～(エ)に準じて現地評価を行うものとする。

(イ) 収穫皆無園地については、すべての園地について現地評価を行うものとし、(ア)の任意抽出の対象からは除くものとする。

(ウ) 農家申告抜取調査の結果、申告単収又は申告収量割合及び分割単当減収量又は分割減収割合が組合員等ごとの園地の相互間において均衡がとれていないと認められる場合には、その組合員等のすべての園地について評価員が調査する。

(エ) 組合等は、農家申告抜取調査が終了したときは、組合員等ごとに農家申告抜取調査対象園地について、農家申告抜取調査による見込単当収量又は見込収量割合（平均値㊸）と申告単収又は申告収量割合（平均値㊹）との差（㊸－㊹）を算定し、その差に基づき、当該組合員等の収穫期における損害通知に係る園地（(イ)の園地を除く。）の申告単収又は申告収量割合を修正する。なお、農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合には、各回ごとにこれを行うものとする。

ウ 特定組合以外の組合等の抜取調査

特定組合以外の組合等は、悉皆調査又は農家申告抜取調査（以下「悉皆調査等」という。）終了後、評価

地区ごとに、悉皆調査等を行った園地のうちから調査筆を抽出して抜取調査を次により行う。

なお、抜取調査に先立って評価担当者に対する評価上の諸注意及び評価方法の統一等をアの（ア）に準じて行うものとする。

（ア）抜取調査は、茶共済の共済目的の種類等ごとに1評価地区当たり10筆以上を任意に抽出し、検見、刈取り実測又は茶収穫量割合推定尺度適用の方法により行うものとする。抜取調査野帳の取扱い等については、アの（イ）～（エ）に準ずるものとする。

なお、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は悉皆調査等を行った園地の被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。

（イ）抜取調査の結果、悉皆調査等において把握した単当収量又は収量割合につき園地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の調整班長は、直ちにその旨を組合等に通知するものとする。

特定組合以外の組合等は、この通知を受けた評価地区について担当評価員に改めて悉皆調査等を行わせるものとする。

この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うものとする。

（ウ）（ア）の抜取調査筆の抽出に当たっては、収穫皆無園地は除くものとし、当該収穫皆無園地のすべてについて評価会委員又は組合等の職員がこれを確認するものとする。

エ 特定組合の抜取調査

特定組合は、悉皆調査等終了後、次により抜取調査を行う。

（ア）特定組合は、抜取調査に先立って評価方法の統一を図り、評価担当者それぞれの担当評価地区の抜取調査野帳を配布する。

（イ）抜取調査は、評価地区ごとに悉皆調査を行った園地（収穫皆無園地及び転作等園地を除く。）のうちから評価地区に見合った一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る園地の単当収量の把握及び分割評価を行うものとする。

なお、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は悉皆調査等を行った園地を被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに調査筆を抽出して行うものとする。

（ウ）抜取調査の結果、悉皆調査等において把握した単当収量又は収量割合につき園地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の調整班長は、直ちにその旨を特定組合に通知するものとする。

特定組合は、この通知を受けた評価地区について担当評価員に改めて悉皆調査等を行わせるものとする。

この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うものとする。

（エ）抜取調査の方法（抜取調査筆数、抜取りの方法、実測の方法等）は、現地調査要領に定めるところによる。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りでない。

（オ）収穫皆無園地については、当該園地のすべてについて評価会委員又は特定組合の職員がこれを確認するものとする。

オ 見回り調査

組合等は、評価会の審議の参考に資するため、必要に応じ、評価会委員による見回り調査班を編成し、評価地区を設定して悉皆調査等を行っている場合は評価地区ごと、評価地区を設定せずに行っている場合は組合等の区域ごとに甚、中、軽等の被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる園地

を適宜に抽出し、達観的な検見等により単当収量等の調査を行うものとし、その結果を明確に記録しておくものとする。

カ 転作等園地の現地評価

転作等園地については、転作等の直前に当該園地の全てにつき評価員が調査し、評価会委員又は組合等の職員がこれを確認するものとする。

調査に当たっては、転作等をした時以後の天候が平年並みであるとした場合に、収穫を見込み得る数量又は割合をもってその収量又は収量割合とする。

なお、特定組合にあっては、転作等園地の調査をする場合、茶業試験場又は地域センター等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。

(2) 連合会

連合会は、収穫期に、原則としてその組合員たる組合等の現地評価終了後、当該組合等ごとにアにより連合会抜取調査を行うとともに、必要がある場合には、イにより見回り調査を行うものとする。

ア 連合会抜取調査

(ア) 連合会は、連合会抜取調査に先立って評価方法の統一を図り、評価担当者にそれぞれの担当評価区域の抜取調査野帳を配布する。

(イ) 連合会抜取調査は、その組合員たる組合等ごとに、当該組合等が悉皆調査を行った園地（収穫皆無園地及び転作等園地を除く。）のうちから一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る園地の単当収量の把握及び分割評価を行うものとする。

なお、連合会抜取調査は、地域、収穫時期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層に区分（以下「階層区分」という。）し、各階層区分ごとに調査をする園地（以下「連合会抜取調査筆」という。）を抽出して行うものとする。ただし、被害の程度が比較的均一な組合等については、階層区分を行わなくても差し支えない。

(ウ) 連合会抜取調査の方法（連合会抜取調査筆数、抜取りの方法、実測の方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りでない。

イ 見回り調査

連合会は、損害評価会の審議の参考にするため、必要に応じ、評価会委員、評価員及び連合会の職員に見回り調査を行わせるものとする。

見回り調査は、評価区域ごとに甚、中、軽等の被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる園地を任意に抽出して、検見の方法等により単当収量等の調査を行うものとし、その記録を明確にしておくものとする。

ウ 収穫皆無園地及び転作等園地の調査

収穫皆無園地及び転作等園地については、(1)のカによる組合等の現地評価終了後、評価員又は連合会の職員により、その全ての園地について調査を行うか又は一部の園地を抜取って調査を行うものとする。一部の園地を抜取って調査を行った場合に、当該連合会の組合員たる組合等の行った調査が適切でないと認められるときには、当該組合等に再調査させるか又は連合会が全ての園地について調査を行うものとする。

なお、転作等園地の調査に当たっては、茶業試験場又は地域センター等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。

2 災害収入共済方式

(1) 組合等

組合等は、収穫期に、収穫期において損害通知のあった組合員等の園地について災害収入共済園地調査を行うとともに、出荷終了後の適当な時期に、当該組合員等について出荷数量等調査を行う。

ア 災害収入共済園地調査

組合等は、収穫期において損害通知のあった組合員等の園地について災害収入共済園地調査を行う。なお、評価地区を設けて災害収入共済園地調査を行った組合等にあつては災害収入共済園地抜取調査を半相殺方式における組合等の抜取調査に準じて行うものとする（㊦様式例第3号の2）。

イ 出荷数量等調査

(ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って調査方法の統一を図ったのち、評価担当者に野帳を配布する（㊦様式例第3号の4）。

(イ) 評価担当者は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに農業協同組合等において記録、保管されている出荷資料等から、出荷数量及び生産金額を野帳に記録し、押印又はサインを行うものとし、出荷数量等調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出する。

(ウ) 評価担当者は、(イ)による記録と併せ、農業協同組合等が控除した経費の費目が引受時の基準生産金額算定の際の控除費目と同様であるか否かを確認する。

(エ) 評価担当者は、農業協同組合等に出荷したもののほか、自家用又は贈答用等に供した数量が見込まれるときは当該数量等の調査を行い、出荷数量等の補正を行うとともに、出荷計画の変更をした組合員等については、組合等の指示を受けて当該変更に係る出荷仕向先において(イ)に準じて出荷数量等調査を行うものとする。

(オ) 特定組合以外の組合等は、出荷数量等調査が終了したときは、速やかに調査対象の組合員等数を連合会に報告する。

(2) 連合会

連合会は、原則としてその組合員たる組合等の災害収入共済園地調査終了後、当該組合等ごとに連合会災害収入共済園地抜取調査を行うとともに、出荷数量等調査の対象となった組合員等の出荷数量及び生産金額について、原則として組合等の出荷数量等調査終了後、連合会出荷数量等抜取調査を行う。

ア 連合会災害収入共済園地抜取調査

(ア) 連合会は、その組合員たる組合等が災害収入共済園地調査を行った組合員等のうちから、半相殺方式における連合会抜取調査に準じて連合会災害収入共済園地抜取調査を行う（㊦様式例第3号の5）。

(イ) 連合会は、連合会災害収入共済園地抜取調査の結果からみて、その組合員たる組合等の行った災害収入共済園地調査が適切でないと認められるときは、当該組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

イ 連合会出荷数量等抜取調査

(ア) 連合会は、連合会出荷数量等抜取調査に先立って調査方法の統一を図った後、評価担当者にその組合員たる組合等ごとの連合会出荷数量等抜取調査野帳（㊦様式例第3号の6）を配布する。

(イ) 評価担当者は、農業協同組合等の協力を得て、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、出荷数量等調査の対象となった組合員等のうちから任意に抽出した組合員等について農業協同組合等の出荷資料等により連合会出荷数量等抜取調査を行う。

なお、この場合の連合会出荷数量等抜取調査野帳への記録事項は、その組合員たる組合等の出荷数量等調査における記録事項と同様とする。

(ウ) 連合会出荷数量等抜取調査の調査対象組合員等数は、原則としてその組合員たる組合等ごとに15戸と

し、当該組合等が出荷数量等調査を行った組合員等の数が多い場合には、その組合員等の数に応じて、適宜、調査対象組合員等数を増加するものとする。

(エ) 評価担当者は、連合会出荷数量等抜取調査が終了したときは、速やかに連合会出荷数量等抜取調査野帳を連合会に提出する。

(オ) 連合会は、連合会出荷数量等抜取調査の結果、出荷数量等調査における出荷数量、生産金額が適切でないと認められる組合等があるときは、当該組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

第 3 節 損害評価高の取りまとめ

第 1 組合等

1 半相殺方式

組合等は、現地調査が終了したときは、茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、次により共済減収量の取りまとめを行うものとする。この場合、分割評価を行った組合員等については、次により算定した共済減収量に相当する数量から分割減収量を差し引いて得た数量をもって共済減収量とする（㊟様式例第 6 号の 1）。

(1) 共済減収量の取りまとめ

ア 悉皆調査等を単当収量の把握で行った場合

(ア) 評価地区を設けなかった場合

次の算式により共済減収量を算定する。

組合員等の共済減収量 = Σ (当該組合員等の被害園地に係る基準収穫量 - 当該被害園地に係る実収穫量) - 当該組合員等の当該茶共済の共済目的の種類等たる茶の栽培を行う園

$$\text{地ごとの基準収穫量の合計} \times \frac{30}{100}$$

組合員等の被害園地に = Σ (当該組合員等の転作等園地を除く被害園地ごとの引受面積 \times 当該被害園地に係る実収穫量地の悉皆調査等による単当収量) + 当該組合員等の転作等園地の第 2 節第 2 の 1 の (1) の力による収量の計

なお、見回り調査の結果に基づき、悉皆調査等による単当収量を修正した場合には、その単当収量を用いて上記の計算を行うものとする。

(イ) 評価地区を設けた場合

現地評価の結果に基づき、評価地区ごとに、次の算式により共済減収量を算定する。

① 組合員等の共済減収量 = Σ (当該組合員等の被害園地に係る基準収穫量 - 当該被害園地に係る実収穫量) - 当該組合員等の茶共済の共済目的の種類等たる茶の栽培を行う園

$$\text{地ごとの基準収穫量の合計} \times \frac{30}{100}$$

② 組合員等の被害園地に = Σ (当該組合員等の転作等園地を除く被害園地ごとの引受面積 \times 当該被害園地に係る実収穫量園地の組合等当初評価単当収量) + 当該組合員等の転作等園地の第 2 節第 2 の 1 の (1) の力による収量の計

③ 組合等当初評価単当収 = 評価地区別の悉皆調査等による単当収量 (園地ごと) + 評価地区別の単当修正量正量 (単収差)

④ 評価地区別の単当修正量＝評価地区別の抜取調査による単当収量の平均－評価地区別の抜取調査筆による単当収量の平均

ただし、評価地区別の抜取調査による単当収量の平均が当該評価地区別の抜取調査筆に係る悉皆調査等による単当収量の平均に対して97パーセント～103パーセントの範囲内にある場合には、評価地区別の悉皆調査等による単当収量（園地ごと）をもって組合等当初評価単当収量としても差し支えないものとする。

なお、評価地区別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合には、次の算式により算定するものとする。

評価地区別の単当修正量（単収差）＝④の評価地区別の単当修正量（単収差）＋評価地区別の調整単収差

この場合において、評価地区別の単当修正量の、評価地区別の3割超過被害があった全組合員等の引受面積（収穫皆無園地及び転作等園地の引受面積を除く。）を重みとする加重平均値は、④の評価地区別の単当修正量（単収差）をこれと同様の方法により加重平均した値を下回ってはならないものとする。

イ 悉皆調査等を収量割合の把握で行った場合

アの（ア）は（イ）の方法に準じて行うものとする。この場合において、悉皆調査等又は抜取調査による単当収量は、当該調査園地に係る基準単収に悉皆調査等又は抜取調査による収量割合を乗じて算定するものとする。また、転作等園地の第2節第2の1の（1）の力による収量は、当該調査園地に係る基準収穫量に第2節第2の1の（1）の力の現地評価による収量割合を乗じて算定するものとする。

（2）評価会に対する諮問

組合等は、茶共済の共済目的の種類等ごとに、共済金支払対象組合員等及び組合員等ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

ア 評価地区を設けた場合

（ア）評価地区ごとの共済金支払対象組合員等数

（イ）評価地区ごとの組合員等の被害面積、共済減収量、転作等園地の収量、分割減収量、共済金支払見込額の合計及び平均

（ウ）（ア）事項についての組合等の合計又は平均値

（エ）評価地区ごとの単当修正量及び単当修正量の算出経緯

（オ）その他審査に必要な事項

イ 評価地区を設けない場合

（ア）アの（ア）事項についての組合員等ごとの数値並びに組合等の合計及び平均値

（イ）その他審査に必要な事項

（3）評価会の答申

評価会は、（2）の事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

（4）損害高の認定及び組合等の当初評価高の報告

ア 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、（3）の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定し、この結果（組合等当初評価高）を連合会の定める期日までに組合等当初評価高報告書（㊟様式第7号の1）に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

イ 特定組合

特定組合は、(3)の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定し、この結果(特定組合当初評価高)を第1章第10節第1の2の(2)のイに定める期日までに特定組合当初評価高報告書(㊟様式第12号の1の(2))に取りまとめ、農林水産大臣に報告するものとする。

2 災害収入共済方式

組合等は、第2節の現地評価が終了したときは、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次により減収量及び共済減収金額の取りまとめを行うものとする。

(1) 減収量及び共済減収金額の取りまとめ

ア 減収量の取りまとめ

出荷数量等調査による出荷数量をもって実収穫量とし、さらに当該数量に特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとの価格指数を乗じて得た数量をもって組合員等ごとの価格を加味した実収穫量とし、次により組合員等ごとの減収量を取りまとめる。

ただし、災害収入共済園地調査において分割評価を行った組合員等については、出荷数量に分割減収量を加えた数量をもって当該組合員等の実収穫量とする。

減収量＝基準収穫量－価格を加味した実収穫量

なお、価格を加味した実収穫量の算定の基礎となる価格指数は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに次式により算出する。

$$\text{価格指数} = \frac{\text{評価年の組合員等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数}}{\text{基準年次の出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数}} + \text{分割価格指数}$$

(ア)「評価年の組合員等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数」は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、損害評価年産の出荷日別の出荷実績等を用いて次式により算出する。ただし、出荷農協等の出荷初日に出荷した場合は、その日の出荷数量は除くものとする。

評価年の組合員等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数＝

$$\frac{\sum \left\{ \frac{\text{当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)点数}}{\text{評価年の組合員等の出荷日別総出荷数量(生葉)}} \times \text{評価年の組合員等の出荷日別総出荷数量(生葉)} \right\}}{\text{評価年の組合員等の総出荷数量(生葉)}}$$

「当該出荷農協等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)点数」は、第2章第4節第2の5の(2)の出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数の算定のために算出された当該出荷農協等の基準年次の出荷日別の1キログラム当たり(生葉)点数である。

なお、特定組合以外の組合等にあつては、当該出荷農協等の評価年の評点数が、当該出荷農協等の基準年次の評点数と著しく異なる等適切でない認められるときは、連合会の指導する方法により評価年の評点数を修正することができる。この場合、連合会は、指導する方法についてあらかじめ経営局長と協議するものとする。

また、特定組合にあつては、当該出荷農協等の評価年の評点数が、当該出荷農協等の基準年次の評点数と著しく異なる等適切でない認められるときは、評価年の評点数を修正することができる。この場合、修正の方法についてあらかじめ経営局長と協議するものとする。

(イ)「基準年次の出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数」は、第2章第4節第2の5の(2)によって算出された当該出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数である。

ただし、「評価年の組合員等の1キログラム(生葉)平均評点数」に対応する「基準年次の当該出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数」がない場合は、基準年次の当該出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数の最終日とその前3日の各伸び率の平均を最終日の1キログラム当たり(生葉)平均評点数に乗じて算出した数を最終日の評点数とし、以下同様に伸び率の平均に乗じて算出した数を「基準年次の出荷農協等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数」とする。

(ウ)「分割価格指数」は、分割価格低下割合(損害がないとした場合の価格の程度に対する分割事由による価格の低下をもたらす程度の割合をいう。以下同じ。)に第2章第4節第2の5の(1)の規定に基づく組合員等ごとの引受価格指数を乗じて得た指数をいう。

[例]

- 分割価格低下割合 (A) 20% (災害収入共済園地調査において分割価格低下割合を20%とみた。)
- 引受価格指数 (B) 0.70
- 分割価格指数 (C) = (A) × (B) = 0.20 × 0.70 = 0.14

イ 共済減収金額の取りまとめ

出荷数量等調査による生産金額(自家用、贈答用等に供した数量がある場合は、当該数量に係る価格(価格が不明の場合は、相当するものとして推定した価格)を加算した額)をもって組合員等ごとの生産金額とし、次により組合員等ごとの共済減収金額を取りまとめる。

$$\text{共済減収金額} = \text{特定畑作物共済限度額} - \text{生産金額}$$

ただし、災害収入共済園地調査により、分割評価を行った組合員等については、生産金額に次により算定した分割減収金額を加えた額をもって当該組合員等の生産金額とする。

$$\text{分割減収金額} = 1\text{キログラム当たり生産金額} \times \text{分割減収量}$$

$$1\text{キログラム当たり生産金額} = \frac{\text{生産金額}}{\text{出荷数量}}$$

なお、当該組合員等において、出荷計画を変更して他の出荷仕向先に出荷したものがある場合で当該出荷に係る販売金額が判明しているものはその額を、判明していない場合は、1キログラム当たり生産金額に当該出荷数量を乗じて得た金額を当該組合員等の生産金額に加算する。

(2) 損害割合の取りまとめ

組合等は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごとに(1)により算定した共済減収金額の特定畑作物共済限度額に対する割合(以下(2)及び(3)において「損害割合」という。)の取りまとめを行うものとする。この場合において、1%未満の端数は、四捨五入するものとする。

ただし、損害割合が0.5%未満のものにあつては、当該数値の最初の0以外の数字の次位の数字を四捨五入して取りまとめる。

(3) 評価会に対する諮問

ア 特定組合以外の組合等

組合等は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び共済金支払対象組合員等ごとに当該組合員等に係る減収量及び共済減収金額を認定するため、次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員等ごとの減収量、分割減収量、共済減収金額、分割減収金額、価格指数、損害割合及び支払共済金見込額

(イ) (ア) の事項についての組合等の合計又は平均値

ただし、この場合の価格指数の平均値は次により算定する。

$$\text{価格指数の平均値} = \frac{\text{共済金支払対象組合員等の価格を加味した実収穫量(又は実収穫金額)の合計}}{\text{共済金支払対象組合員等の実収穫量(又は実収穫金額)の合計}}$$

(ウ) その他審査に必要な事項

イ 特定組合

特定組合は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び共済金支払対象組合員等ごとに当該組合員に係る減収量及び共済減収金額を認定するため、次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 災害収入共済方式の指定地域の農業協同組合等ごとの出荷実績

出荷実績は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごとに、当該年産及び前5年間（都道府県知事が3か年又は4か年とすることを認めた場合は、当該3か年又は4か年）の出荷状況等（受益農家戸数、栽培面積、出荷数量、生産金額、その他出荷の状況等）について農業協同組合等の出荷資料等に基づき取りまとめる。

(イ) 共済金支払対象組合員ごとの減収量、分割減収量、共済減収金額、分割減収金額、価格指数、損害割合及び支払共済金見込額

(ウ) (イ) の事項についての組合の合計又は平均値

ただし、この場合の価格指数の平均値は次により算定する。

$$\text{価格指数の平均値} = \frac{\text{共済金支払対象組合員の価格を加味した実収穫量(又は実収穫金額)の合計}}{\text{共済金支払対象組合員の实収穫量(又は実収穫金額)の合計}}$$

(エ) その他審査に必要な事項

(4) 評価会の答申

評価会は、(3) の事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

(5) 損害高の認定及び組合等の当初評価高の報告

ア 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、(4) の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの減収量及び共済減収金額を認定し、この結果（組合等当初評価高）を連合会の定める期日までに組合等当初評価高報告書（㊦様式第7号の2）に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

イ 特定組合

特定組合は、(4) の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの減収量及び共済減収金額を認定し、この結果（特定組合当初評価高）を第1章第10節第2の2の(2)のイに定める期日までに特定組合当初評価高報告書（㊦様式第12号の2の(2)）を取りま

とめ、農林水産大臣に報告するものとする。

第2 連合会

1 半相殺方式

(1) 組合等の単当修正量の算定

連合会は、茶共済の共済目的の種類等ごと及びその組合員たる組合等ごとに連合会抜取調査結果から、次により組合等別単当修正量を算定する。ただし、組合等別抜取調査による単当収量の平均が当該組合等別の抜取調査筆に係る組合等当初評価単当収量の平均に対して97パーセント～103パーセントの範囲内にある場合には、組合等当初評価単当収量をもって連合会評価単当収量としても差し支えないものとする。

ア 階層区分をして連合会抜取調査を行った場合

$$\begin{aligned} \text{組合等の単当修正量 (単収差)} &= \frac{\Sigma \left\{ \begin{array}{l} \text{階層別単純平均} \\ \text{単当修正量} \end{array} \times \frac{\text{組合等当初評価高における階層別共済} \\ &\quad \text{金支払対象組合員等に係る被害園地の} \\ &\quad \text{引受面積の計}}{\text{組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等に係る被害園地} \\ &\quad \text{の引受面積の合計}} \right\}}{\text{階層別の抜取調査筆の単当収量の計} - \text{階層別の抜取調査筆の組合等当初評価} \\ &\quad \text{の単当収量の計}} \\ &= \frac{\text{階層別の抜取調査筆の単当収量の計} - \text{階層別の抜取調査筆の組合等当初評価} \\ &\quad \text{の単当収量の計}}{\text{階層別抜取調査筆数}} \end{aligned}$$

イ 階層区分をしないで連合会抜取調査を行った場合

$$\text{組合等の単当修正量 (単収差)} = \frac{\text{抜取調査筆の単当収量の計} - \text{抜取調査筆の組合等当初評価単当収量の計}}{\text{抜取調査筆数}}$$

ウ 組合等別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合

$$\text{組合等の単当修正量 (単収差)} = \text{ア又はイの組合等の単当修正量} \left\{ \begin{array}{l} + \text{見回り調査による組合等の調整単収差} \\ \text{又は} \\ \times \text{見回り調査による組合等の単当収量調整率} \end{array} \right.$$

この場合において、組合等別の単当修正量の組合等別の3割超過被害があった組合員等別被害園地（収穫皆無園地及び転作等園地を除く。）の引受面積を重みとする加重平均値は、ア又はイの組合等の単当修正量をこれと同様の方法により加重平均した値を下回ってはならないものとする。

(2) 組合等別の損害高の算定

連合会は、(1)により算定された組合等別の単当修正量に基づき、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等に係る損害高を修正し、茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの共済金支払対象組合員等数、被害面積及び共済減収量を算定する。

なお、この算定に当たっては、収穫皆無園地又は転作等園地の減収量のみで3割超過被害になる組合員等については共済減収量のうち、これらの園地のみについて減収があったものとして算定した共済減収量に相当する部分（以下「収穫皆無等園地共済減収量」という。）は、修正の対象としないものとする。

(3) 評価会に対する諮問

評価会は、茶共済の共済目的の種類等ごと及びその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

- ア 茶共済の共済目的の種類等ごと及び当該組合等ごとの単当修正量、その単当修正量の算出経緯及び組合等別の損害高の算定結果
- イ 組合等別の組合等当初評価高
- ウ その他審査に必要な事項

(4) 評価会の答申

評価会は、(3)の事項について審議し、その結果を連合会に答申する。

(5) 共済減収量の当初認定

連合会は、(4)の答申があった場合には、その内容について検討参酌の上、その組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定する。

なお、(3)により諮問した連合会案を修正して認定する場合は、(4)の答申の内容を踏まえて修正されたその組合員たる組合等ごとの単当修正量により、当該連合会案における組合等ごとの共済減収量を修正し認定する。

この場合、修正後の共済減収量の都道府県計は、(2)により算定した組合等別の共済減収量の合計を上回ってはならないものとする。

(6) 共済金支払見込額の算定

連合会は、(5)によりその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定後、次式により得られる金額を当該組合等ごとに合計することにより当該組合等ごとの共済金支払見込額を算定する。

組合員等ごとの単位当たり共済金額×連合会当初評価高の基礎とされた組合員等ごとの共済減収量

(7) 連合会当初評価高の報告

連合会は、(5)及び(6)の結果を第1章第10節第1の2の(3)のイに定める期日までに連合会当初評価高報告書(㊟様式第12号の1の(1))に取りまとめ、農林水産大臣に報告するものとする。

2 災害収入共済方式

(1) 評価会に対する諮問

連合会は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量及び共済減収金額を認定するため、組合等ごとに次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

ア 災害収入共済方式の指定地域の農業協同組合等ごとの出荷実績

出荷実績は、特定畑作物共済の共済目的の種類ごとに、当該年産及び前5年間(都道府県知事が3か年又は4か年とすることを認めた場合は、当該3か年又は4か年)の出荷状況等(受益農家戸数、栽培面積、出荷数量、生産金額、その他出荷の状況等)について農業協同組合等の出荷資料等に基づき取りまとめる。

イ 組合等別の組合等当初評価高

ウ 連合会がアの資料を用いて算出した減収量、共済減収金額等の概数

エ その他審査に必要な事項

(2) 評価会の答申

評価会は、(1)の事項について審議し、その結果を連合会に答申する。

(3) 組合等別の連合会当初評価高の取りまとめ

連合会は、(2)の答申があった場合には、その内容について検討、参酌し、次により特定畑作物共済の共

済目的の種類ごと及び組合等ごとの共済金支払対象となる損害に係る減収量及び共済減収金額について取りまとめる。

ア 検討のための指示の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

イ 検討のための指示の必要がある場合

連合会は、評価会の意見をもとに組合等当初評価高につき、農業協同組合等の出荷実績等からみて検討を要すると思われる場合は、組合等に対しその旨の指示を行い、当該組合等に係る組合等当初評価高の見直しを行わせるものとする。

(4) 減収量及び共済減収金額の当初認定並びに連合会当初評価高の報告

連合会は、(3)により取りまとめた損害評価の結果に基づき、その組合員たる組合等ごとに第1章第9節第2の1に規定する損害に係る減収量及び共済減収金額を認定し、この結果を第1章第10節第2の2の(3)のイに定める期日までに連合会当初評価高報告書(◎様式第12号の2の(1))に取りまとめ、農林水産大臣に報告するものとする。

第4節 損害評価高の決定

第1 連合会

連合会は、次により第1章第2節に定める茶共済の種類ごと及びその組合員たる組合等ごとの共済減収量(災害収入共済方式にあっては、減収量及び共済減収金額。以下同じ。)を最終的に認定する。

1 連合会は、畑作物共済再保険区分(法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。)ごとの連合会当初評価高における保険金支払見込額が、総保険金額に畑作物通常標準被害率(法第135条第5号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額(以下「通常標準被害額」という。)を超えない場合においては、連合会当初評価高どおり第1章第2節に定める茶共済の種類ごと及びその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに、当該組合等に通知するものとする。

ただし、当該連合会が支払うべき保険金の額が通常標準被害額を超えることとなったときは、2に準じて行うこととする。

2 連合会は、畑作物共済再保険区分ごとの連合会当初評価高における保険金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、連合会当初評価高について農林水産大臣の認定を受け、当該連合会当初評価高が農林水産大臣の認定する数量(災害収入共済方式にあっては数量及び金額。以下同じ。以下「農林水産省認定量」という。)と一致するときは連合会当初評価高どおり認定し、1に準じて通知等を行うものとする。

連合会当初評価高が農林水産省認定量と異なるときは、評価会に諮って連合会当初評価高を農林水産省認定量に一致するように修正し、これに応じてその組合員たる組合等ごとの共済減収量を認定し、その旨を当該組合等に通知する。この場合の修正は当該組合等ごとの連合会当初評価高について一律に行うことを原則とするが、一律に修正することが妥当でない認められるときは、評価会に諮って適宜に修正方式を定めて修正することとしても差し支えない。連合会当初評価高を修正する場合は、収穫皆無等園地共済減収量は、修正の対象としないものとする。

3 連合会は、2によりその組合員たる組合等ごとの共済減収量を修正して認定する場合は、必要に応じ、当該組合等が組合員等の共済減収量を修正するのに必要な次の事項に関する資料を提示するとともに、都道府県の

協力を得て、共済減収量の修正方法につき当該組合等の指導を行う。

- (1) 連合会指示単当修正量
- (2) 連合会算定による共済金支払対象組合員等数
- (3) その他必要な事項

第2 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、次により共済金支払対象組合員等ごとの共済減収量を認定する。

1 組合等当初評価高どおり最終認定する場合

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれとを対比して修正を必要がない場合は、そのまま共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するものとする。

2 組合等当初評価高を修正して最終認定する場合

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれとを対比して修正を必要がある場合は、連合会が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って、共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

- (1) 特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量との関係から組合等当初評価高を修正するための単当修正量を連合会の指導を受けて算定し、これを組合員等ごとに一律に適用して、次の算式により組合等当初評価高における共済減収量を修正するものとする（「損害評価取りまとめ表」（㊟様式例第6号の1又は2））。ただし、単当修正量によって組合員等ごとの共済減収量を修正することが適当でないときは、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量との関係から、組合等当初評価高を修正するための修正率を連合会の指導を受けて算定し、これを一律に適用して組合等当初評価高における共済減収量を修正することとしても差し支えない。

$$\begin{array}{l} \text{修正共済減収量} \\ \text{(組合員等別)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{現地評価を行った被害組合員等} \\ \text{の共済減収量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{共済減収量の修正量} \\ \text{(組合員等別)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{共済減収量の修正量} \\ \text{(組合員等別)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{連合会指示単当修正量} \\ \times \text{引受面積} \left(\begin{array}{l} \text{収穫皆無等園地の} \\ \text{引受面積を除く。} \end{array} \right) \end{array}$$

上記により算定された共済減収量の組合等合計が連合会の認定した当該組合等の共済減収量を超えるときは、連合会認定の共済減収量と一致するように一律に再修正し、組合員等別の共済減収量を決定するものとする。

- (2) 組合等当初評価高における組合員等ごとの共済減収量の修正は一律に行うことを原則とするが、特別の事由により一律に修正することが適当でないとき認めるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における組合員等ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、組合員等ごとの修正に差をつけても差し支えない。この場合、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい組合員等に適用される修正量（又は修正率）は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい組合員等に適用される修正量（又は修正率）を下回ってはならないものとする。
- 3 分割減収量がある組合員等についての共済減収量の取扱い分割減収量がある組合員等については、1及び2により算定された共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いて認定する。

第3 特定組合

特定組合は、次により第1章第2節に定める茶共済の種類ごと及び共済金支払対象組合員ごとの共済減収量を最終的に認定する。

- 1 特定組合は、畑作物共済保険区分（法第141条の4第4項の畑作物共済保険区分をいう。以下同じ。）ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、総共済金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た通常標準被害額を超えない場合においては、特定組合当初評価高どおり第1章第2節に定める茶共済の種類ごとに共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。
- 2 特定組合は、畑作物共済保険区分ごとの特定組合当初評価高における共済金支払見込額が、通常標準被害額を超える場合においては、特定組合当初評価高について農林水産大臣の認定を受け、当該特定組合当初評価高が農林水産大臣の認定する数量（以下「大臣認定量」という。）と一致するときは特定組合当初評価高どおり認定する。

特定組合当初評価高が大臣認定量と異なるときは、評価会に諮って特定組合当初評価高を大臣認定量に一致するように修正し、これに応じて組合員ごとの共済減収量を認定する。この場合の修正は特定組合当初評価高について一律に行うことを原則とするが、特別の事由により一律に修正することが妥当でないと認めるときは、評価会に諮った上、特定組合当初評価高における組合員ごとの共済減収量の大きさ等を基礎として、組合員ごとの修正に差をつけても差し支えない。この場合、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい組合員に適用される修正量（又は修正率）は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい組合員に適用される修正量（又は修正率）を下回ってはならないものとする。

- 3 分割減収量がある組合員についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員については、1及び2により算定された共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いて認定する。

第5節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 再保険金の概算払を受けないで共済金又は保険金の仮渡しを行う場合

- 1 特定組合以外の組合等

組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、第2節及び第3節に定めるところに準じて現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うものとする。この場合の損害評価は、仮渡しの対象としようとする組合員等から特別に損害通知書（㊟様式例第3号の1又は2）を提出させ、この通知のあった組合員等の園地について悉皆調査及び抜取調査を行い、その他の組合員等の損害については、概況調査によって差し支えない。

- 2 連合会

連合会は、その組合員たる組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、当該組合等について第2節及び第3節に定めるところに準じて現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うものとするが、実測による調査は省略して差し支えない。この場合の連合会抜取調査は、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等の園地について行うものとする。

第2 再保険金の概算払を受けて共済金又は保険金の仮渡しを行う場合

再保険金の概算払を受ける場合の対象被害は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、被害割合が6割以上である場合であるものとし、次により損害評価を行うものとする。

1 特定組合以外の組合等

組合等は、共済金の仮渡しの対象としようとする組合員等について第1の1に準じて損害評価を行うものとする。

2 連合会

連合会は、保険金の仮渡しをしようとするその組合員たる組合等について第1の2に準じて損害評価を行うものとする。

なお、保険金の仮渡しを行わない茶共済の共済目的の種類等及び組合員等については、その調査時期における被害の概況を仮損害評価書（㊦様式第18号の1）に取りまとめ、これを提出させるものとする。

第6節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 保険金の概算払を受けないで共済金の仮渡しを行う場合

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、第2節及び第3節に定めるところに準じて現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うものとする。この場合の損害評価は、仮渡しの対象としようとする組合員から特別に損害通知書（㊦様式例第3号の1又は2）を提出させ、この通知のあった組合員の園地について悉皆調査及び抜取調査を行い、その他の組合員の損害については、概況調査によって差し支えない。

第2 保険金の概算払を受けて共済金の仮渡しを行う場合

特定組合が、保険金の概算払を受ける場合の対象被害は、茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、被害割合が6割以上であるものとし、共済金の仮渡しをしようとする組合員について、第1に準じて損害評価を行うものとする。

なお、共済金の仮渡しを行わない茶共済の共済目的の種類等及び組合員については、その調査時期における被害の概況を仮損害評価書（㊦様式第21号の2）に取りまとめるものとする。

第 4 章 請 求 の 手 続

第 1 節 特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続

第 1 保険金の請求手続等

1 支払共済金の算定と免責の額の決定

特定組合以外の組合等は、組合員等ごとの共済減収量を確定したときは、組合員等ごとに支払うべき共済金を次により算定し、支払共済金の額を決定する。この場合、円未満の端数は切り捨てるものとする。また、免責すべき事由がある組合員等については検討の上、免責の額を決定し、これを差し引くものとする。

(1) 半相殺方式

茶共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに第 1 章第 9 節第 1 の 2 に基づいて算定する。

(2) 災害収入共済方式

特定畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに第 1 章第 9 節第 2 の 2 に基づいて算定する。

2 損害評価書の作成と保険金の請求

特定組合以外の組合等は、組合員等ごとの支払共済金が決定したときは、これを茶共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては、特定畑作物共済の共済目的の種類）ごとに集計して、損害評価書を作成し、支払を受けるべき保険金の額を算定して連合会に保険金の請求を行う（㊤様式第 9 号）。ただし、保険金を算定する場合には、その基礎となる支払共済金には免責した額を含めないものとする。

3 保険金請求の添付書類

特定組合以外の組合等は、保険金の請求に当たっては、保険金請求書に損害評価書（㊤様式第 10 号の 1 の（1）又は 2）を添付するものとする。

第 2 再保険金の請求の手続等

1 保険金請求書の検討と支払保険金の決定

連合会は、その組合員たる組合等から保険金請求書の提出があつたときは、損害評価高及び請求のあつた保険金の額につき検討を行った上、当該組合等ごとの支払保険金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある組合等については、免責の額を決定し、これを差し引くものとする。

2 損害評価書の作成

連合会は、その組合員たる組合等ごとの保険金請求額及び損害評価高等に誤りがないことを確認したときは、これを畑作物共済再保険区分ごとに集計して損害評価書を作成するものとする（㊤様式第 16 号の 1 の（1）又は 2 の（1））。ただし、再保険金を算定する場合には、その基礎となる支払保険金には免責した額を含めないものとする。

3 再保険金の支払を受ける場合（異常災害の場合）

連合会は、畑作物共済再保険区分ごとの保険金から通常標準被害額を差し引いて得た額に 100 分の 95 を乗じて再保険金の額を算定し、損害評価書を添付して、農林水産大臣に再保険金の請求を行う（㊤様式第 15 号の 1 及び第 16 号の 1 の（1）又は 2 の（1））。

4 再保険金の請求をしない場合（通常災害の場合）

連合会は、支払を受けるべき再保険金がない場合には、損害評価書を経営局長に提出するものとする（㊤様式第 16 号の 1 の（1）又は 2 の（1））。

第2節 特定組合による保険金の請求の手続等

第1 支払共済金の算定と免責の額の決定

特定組合は、組合員ごとの共済減収量を確定したときは、第1節第1の1に準じて支払共済金の算定と免責の額を決定するものとする。

第2 損害評価書の作成

特定組合は、組合員ごとの支払共済金が決定したときは、これを畑作物共済保険区分ごと及び茶共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあっては、特定畑作物共済の共済目的の種類）ごとに集計して、損害評価書を作成するものとする（㊟様式第16号の1の（2）又は2の（2））。ただし、保険金を算定する場合には、その基礎となる支払共済金には免責した額を含めないものとする。

第3 保険金の支払を受ける場合（異常災害の場合）

特定組合は、畑作物共済保険区分ごとに共済金から通常標準被害額を差し引いて得た額に1000分の855を乗じて保険金の額を算定し、損害評価書を添付して、農林水産大臣に保険金の請求を行う（㊟様式第15号の2及び第16号の1の（2）又は2の（2））。

第4 保険金の請求をしない場合（通常災害の場合）

特定組合は、支払を受けるべき保険金がない場合には、損害評価書を経営局長に提出するものとする（㊟様式第16号の1の（2）又は2の（2））。

第3節 連合会による保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続等

第1 保険金仮渡し請求額の算定と保険金仮渡し請求書の提出

1 組合等は、連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、損害評価の結果を第3章第3節に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第1節第1の1に準じて組合員等ごとに支払共済金を算出して、これに基づき支払を受けるべき保険金の額を算定するとともに、仮損害評価書及び保険金仮渡し請求書を作成し、連合会に提出するものとする（㊟様式第17号及び第18号の1）。

2 保険金仮渡し額の決定

連合会は、組合等から保険金仮渡しの請求があったときは、連合会の仮損害評価高により組合等ごとの保険金仮渡しの額を決定するものとする。

3 保険金仮渡しの条件

連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たって必要がある場合には、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付することができる。

第2 再保険金の概算払の請求の手続等

1 再保険金の概算払の請求

連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、損害評価の結果を第3章第3節に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第1節第2の1に準じて保険金の額を算出して、仮損害評価書及び再保険金

概算払請求書を作成するものとする（㊦様式第20号の1及び第21号の1）。

この場合には、仮渡しをしようとする組合等の仮損害評価書その他必要な事項を記載した資料を添付するものとする。

2 保険金仮渡し結果の報告

連合会は、保険金の仮渡し（再保険金の概算払いを受けない場合を含む。）をしたときは、速やかに仮渡し組合等別に災害名、災害発生日、仮渡し年月日、仮渡し対象被害の割合、仮渡し対象組合員等数及び仮渡し保険金の額並びに仮渡し保険金の連合会合計額を経営局長に報告するものとする。

第3 保険金または再保険金の追加請求

保険金の仮渡しを受けた組合等又は再保険金の概算払を受けた連合会は、損害評価高が確定した場合には、第1節第1又は第2に準じて損害評価書を作成し、保険金の追加請求又は再保険金の追加請求を行うものとする（㊦様式第10号の1の（1）及び第19号又は第16号の1の（1）及び第22号の1）。

第4節 特定組合による保険金の概算払の請求の手續等

第1 保険金の概算払の請求

特定組合は、農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、損害評価の結果を第3章第3節に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第2節第1に準じて組合員ごとに支払共済金の額を算出して、これに基づき支払を受けるべき保険金の額を算定するとともに、仮損害評価書及び保険金概算払請求書を作成し、その他必要な事項を記載した資料を添付して提出するものとする（㊦様式第20号の2及び第21号の2）。

第2 共済金仮渡し結果の報告

1 特定組合は、共済金の仮渡し（保険金の概算払を受けない場合を含む。）をしたときは、速やかに災害名、災害発生日、仮渡し年月日、仮渡し対象被害の割合、仮渡し対象組合員数及び仮渡し共済金の特定組合合計額を経営局長に報告するものとする。

2 保険金の追加請求

保険金の概算払を受けた特定組合は、損害評価高が確定した場合には、第2節に準じて損害評価書を作成し、保険金の追加請求を行うものとする（㊦様式第16号の1の（2）及び第22号の2）。